



東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会  
「持続可能性に配慮した運営計画 フレームワーク」  
についての提案様式

「持続可能性に配慮した運営計画 フレームワーク」をご覧いただいた上で、東京 2020 大会を持続可能な大会にするためのご提案をお願いいたします。

いただいたご意見は、今後の検討に活用させていただきます。

1. ご提案内容に該当するテーマの記号を選択してください。

| 記号 | テーマ                      | ✓ | 記号 | テーマ                                   | ✓ |
|----|--------------------------|---|----|---------------------------------------|---|
| A  | 気候変動<br>(ローカーボンマネジメント)   |   | G  | 計画の実現に向けたツール<br>(持続可能性に配慮した調達<br>コード) |   |
| B  | 資源管理                     |   |    |                                       |   |
| C  | 水・緑・生物多様性                |   | H  | 計画の実現に向けたツール<br>(ISO20121)            |   |
| D  | 人権・労働・公正な事業慣行等<br>への配慮   | ✓ |    |                                       |   |
| E  | 参加・協働、情報発信<br>(エンゲージメント) |   | I  | 計画の実現に向けたツール<br>(オリンピック大会影響調査)        |   |
| F  | その他<br>( )               |   |    |                                       |   |

<記号 A~F を選択された方>

2. 東京 2020 大会を持続可能な大会とするために、必要と考えられる施策をご提案ください。なお、記載にあたっては、できるだけ具体的にお願いします。

- (1) なぜその施策が必要と考えますか。その施策に関連する国内外の現状、東京 2020 大会との関連及び東京 2020 大会後への影響等も含めご記載ください。

世界的には、児童労働や奴隷労働の人身売買などが一次産業でも指摘されることがありますが、これらは日本ではまったく想定されません。

一方、日本において、多くは適切な運用がなされているものの、一部で問題を指摘されているのが、外国人技能実習制度です。平成 5 年に制度ができた際は労働者として見なされない研修生期間が 1 年あり問題を大きくしていましたが、平成 22 年からは最初から労働関連法規が適用される労働者となっています。

平成 25 年に約 16 万人以上の外国人技能実習生がおり（中国、ベトナム、フィリピン、インドネシア、タイが主）、そのうち農業・畜産業と水産業の関連で 1 万人ほどになります（林業は対象ではありません）。日本の農畜産業・水産業の従事者数は全体で約 200 万人ですが、そのうち大規模経営体の一部で受入れが行われています。技能実習制度は海外への技術移転を前提とした制度ですが、ごく一部でその趣旨を十分理解していない事例が見られます。そのため、2010 年に国連人権委員会による指摘が、2014 年に米国国務省の人身取引報告書による指摘がありました。

また、日本の農業分野では毎年、約 350 名の農作業死亡事故が発生しています。海外でも農作業死亡事故は多く、農林水産省は全国農産業安全確認運動を行い、GAP（Good Agricultural Practice）への導入も推奨されています。日韓合同「農作業安全シンポジウム」も行われており、世界的に解決が望まれています。日本農業新聞などの業界紙でも啓蒙活動は行われており、農業界としての意識は高まっていますが、解決に向けた更なる活動が必要です。

以上の理由により、次の施策を提案します。

- (A) 東京 2020 大会の農産物・水産物・畜産物の調達コードにおいて、「外国人技能実習生の適切な管理（労働関連法規の順守を含む）」に触れることにより、農畜産業・水産業の関係者への意識づけと啓蒙を行う
- (B) 東京 2020 大会の農産物の調達コードに、「労働安全への配慮」を盛り込む

とりわけ (A) については、厚生労働省と法務省により、2016 年中にも新たな監督機関が設置される見込みであり、既存の労働基準監督署、入国管理局等による指導に加えて、行政による監督が一層強化されることから、法令を守らない事業者が技能実習生を受入れることは無くなるでしょう。そのため、調達コードへの位置づけは必要なくなるかもしれませんが、法令・ルール違反を認めない姿勢を東京大会の運営に携わる者の総意として、対外的に示すことについては、一定の意義があるものと考えます。

なお、農業では GAP（Good Agricultural Practice）認証（\*）の基準に、既に人権・労働安全の点で取り組みが盛り込まれています。

\*注：GAP に関しては多種多様なものがあり、人権・労働安全が盛り込まれていない GAP 基準もあるので、それぞれに精査が必要です。なお、コカ・コーラ社がグローバルに推進している日本でも普及している同社の農産物調達コード SAGP（Sustainable Agriculture Guiding Principle）には、これらの課題解決の要求が 100%含まれています。日本におけるコカ・コーラ SAGP の普及は JGAP（Japan Good Agricultural Practice）認証をベースに進められており、現在、JGAP のスキームオーナーである一般財団法人日本 GAP 協会が農林水産省の補助事業で開発中の新たな GAP においても、上記の課題について全て対応すべく検討が進められています。GLOBALGAP（ドイツ）認証でも人権・労働安全の取り組みが盛り込まれています。

また、認証以外でも、農林漁業者や彼らが参加する組織により既に実践されている取り組みも数多くあります。認証に代わる形で、地方自治体が統一した枠組みに沿って承認する方法で、取り組みが行われていることを担保することもできます。また、自らの取り組みを申告もしくは公表する行為も、取り組みの裏付けとなりうるのではないかと考えます。なお、承認した取り組みについて、日本産推進協議会のホームページや、それに代わるホームページで一覧を掲載するなど、取りまとめることも可能です。

ISO の世界では自己適合宣言の枠組みが定められており (ISO17050)、特に ISO14001 では普及してきています。これを参考に枠組みづくりができるかもしれません。